

福祉施設職員向け 感染症対策アクションカード

全体

目次



Shizuoka Prefecture

フェーズ1	
健康状態が気になる利用者が発生した場合	・・・1
Step1 把握・報告	
Step2 対応	
フェーズ2	
感染者が発生した場合	・・・3
Step1 診察・検査結果判明	
Step2 接触者の特定と健康状況確認	
Step3 かかりつけ医・協力医療機関等との連携	
Step4 感染対策の周知	
フェーズ3	
1) 利用者から複数の感染者が発生した場合	・・・7
Step1 探知・報告	
Step2 ゾーニング	
Step3 接触者の特定と健康状況確認	
Step4 かかりつけ医・協力医療機関等との連携	
Step5 感染対策の周知	
2) 職員から複数の感染者が発生した場合	・・・12
Step1 探知・報告	
Step2 人員の確保	
3) 本部の立ち上げ	・・・14
Step1 事前準備	
Step2 本部立ち上げ	
Step3 本部運営	
4) 物品管理	・・・17
5) 外部への情報共有	・・・18
Step1 利用者家族への情報共有	
Step2 関係機関への報告	
Step3 施設に入る業者への説明	
フェーズ0	
クラスターの収束	・・・21
個人用アクションカード雛型	・・・22

福祉施設職員向け 感染症対策アクションカード

全体

フェーズ1 健康状態が気になる利用者が発生した場合

Step 1 把握・報告

1 感染対策担当者への報告

<ケア実践者>

- 症状（発熱、咳、下痢・嘔吐等）がある利用者を把握した場合、速やかに責任者【 】へ報告

<感染対策担当者>

- 報告を受けたら、施設管理者へ状況を報告

2 かかりつけ医・協力医療機関等への報告

<ケア実践者>

- 医師へ相談

かかりつけ医がある⇒かかりつけ医への相談

【連絡先記載場所： 】

かかりつけ医がない⇒嘱託医・協力医療機関へ相談

【連絡先記載場所： 】

<感染対策担当者>

- 医師の指示内容を確認

3 記録・引き継ぎ

<ケア実践者>

- 利用者の体調、医師からの指示を明確に記録
- 次の担当者へ体調不良者がいることを申し送り

福祉施設職員向け 感染症対策アクションカード

全体

フェーズ1 健康状態が気になる利用者が発生した場合

Step 2 対応

1 接触者の健康状況確認

<感染対策担当者>

- 標準予防策の徹底をケア実践者に指示

体調不良者と接触のあった利用者や職員の体調確認をケア実践者に指示

症状別	対応具体例
下痢・嘔吐	ノロウイルスを考慮した対策
咳	職員・利用者ともにサージカルマスク着用

<ケア実践者>

- 標準予防策の見直し、徹底
- 体調不良者と接触のあった利用者や職員の中で症状がある者がいないか確認（⇒症状がある利用者を把握した場合はP1、職員に症状がある場合はP12へ）

2 共有部分利用の見直し・周知

<施設管理者>

- 共用部分の利用方針を決定

<感染対策担当者>

- 利用方針を施設内職員に周知

<ケア実践者>

- 共有部分の利用方法について利用者に説明

3 注意喚起

<感染対策担当者>

- 体調不良者が出ていないフロアへ注意喚起

2

福祉施設職員向け 感染症対策アクションカード

全体

フェーズ2 感染者が発生した場合

Step 1 診察・検査結果判明

1 受診

<ケア実践者>

- 基本的感染対策を徹底（サージマスク着用、手指消毒等）
- 医療機関送迎時は換気（窓を開ける又はエアコン外気導入モード）
- 診断名は速やかに責任者【 】へ報告

<感染対策担当者>

- ケア実践者からの報告を感染対策担当者が受けた場合は、感染対策担当者から施設管理者へ報告

2 説明・同意・個室隔離

<感染対策担当者>

- 個室隔離、感染対策について説明（感染者本人・感染者家族）
- 本人及び家族の同意の上、ケア実践者に個室隔離を指示

<ケア実践者>

- 感染対策担当者の指示を受け、感染者を個室移動
- 個室をレッドゾーンとし、動線完了するよう必要物品を用意（防護具着脱スペースや物品用意、ポータブル化、バイタル測定物品等の用意）

3 移動前居室の清掃

<ケア実践者>

- 通常の清掃に加え、高頻度接触面を消毒

3

福祉施設職員向け 感染症対策アクションカード

全体

フェーズ2 感染者が発生した場合

Step 2 接触者の特定と健康状況確認

1 接触者（利用者）の特定

<感染対策担当者>

- ケア実践者へ、感染可能期間（※）に感染者と接触した可能性のある者の特定を指示

※特定範囲：感染可能期間（疾患によって異なる）の同室者、食事や談話場面の隣席者等

- 特定された接触者のリスト化
- ケア実践者へ、接触者の健康状況の確認を平時より注意深く行うよう指示
- ケア実践者へ、発症した場合、就業に制限がかかる可能性のあることを説明

<ケア実践者>

- 感染対策担当者の指示に従い、感染者と接触した可能性のある者を特定
- 感染対策担当者の指示に従い、特定された接触者の健康状況の確認

2 接触者（職員）の特定

<感染対策担当者>

- 感染可能期間（※）に感染者を担当していたケア実践者を特定
- 感染者を担当していたケア実践者に対し、現在の体調を確認し、自身の健康観察を平時より注意深く行うよう指示

<ケア実践者>

- 自分自身の体調について健康観察を実施
(体調不良の場合はP12へ)

福祉施設職員向け 感染症対策アクションカード

全体

フェーズ2 感染者が発生した場合

Step3 かかりつけ医や協力医療機関等との連携

<感染対策担当者>

- かかりつけ医や協力医療機関等に対し、以下の事項を報告・確認
 - 施設で実施している対応
 - 救急受診が必要な状況の目安
 - 夜間・休日を含めた連絡手段等
- 上記の事項を施設職員間で情報共有
(情報共有方法)

<ケア実践者>

- 感染対策担当者から共有された受診の目安やかかりつけ医や協力医療機関等への連絡手段等を確認

福祉施設職員向け 感染症対策アクションカード

全体

フェーズ3

1) 利用者から複数の感染者が発生した場合

Step 2 ゾーニング

<感染対策担当者>

- 感染者や有症状者の現在の居室を施設図面に記載
- 効率的な隔離方法やゾーニングを検討
- 感染者や有症状者及び該当の家族に同意の上、居室移動を実施
- 移動後の居室を施設図面に記載
- レッドゾーン、グリーンゾーンを決め、施設図面に記載
- 赤と緑の色つきテープでゾーニングを廊下等に提示
- ケア実践者に対し、ゾーン内での留意事項を説明
- 防護具の着脱する場所に着脱方法の順番等を示した資料を提示
- 防護具の着脱する場所に全身鏡を設置

<ケア実践者>

- 感染対策担当者の指示に従い、居室移動等を実施
- 移動後、使用していた部屋を清掃（高頻度接触面を中心にアルコール等の消毒）を行う
- ゾーン内での留意事項を確認

福祉施設職員向け 感染症対策アクションカード

全体

フェーズ3

1) 利用者から複数の感染者が発生した場合

Step 3 接触者の特定と健康状況確認

<感染対策担当者>

- ケア実践者へ、感染可能期間 (※) に感染者と接触した可能性のある者の特定を指示
※特定範囲：感染可能期間（疾患によって異なる）の同室者、
食事や談話場面の隣席者等
- 特定された接触者のリスト化を指示
- ケア実践者へ、接触者の健康状況の確認を平時より注意深く行うよう指示
- 感染可能期間 (※) に感染者を担当していたケア実践者を特定
- 感染者を担当していたケア実践者に対し、現在の体調を確認し、自身の健康観察を平時より注意深く行うよう指示

<ケア実践者>

- 感染対策担当者の指示に従い、感染者と接触した可能性のある者を特定
※特定範囲：感染可能期間（疾患によって異なる）の同室者、
食事や談話場面の隣席者等
- 特定した接触者をリスト化
- 特定された接触者の健康状況の確認
- 自分自身の体調について健康観察を実施

福祉施設職員向け 感染症対策アクションカード

全体

フェーズ3

1) 利用者から複数の感染者が発生した場合

Step4 かかりつけ医・協力医療機関等との連携

<感染対策担当者>

- かかりつけ医・協力医療機関等に対し、以下の事項を報告・確認
 - 施設で実施している対応
 - 救急受診が必要な状況の目安
 - 夜間・休日を含めた連絡手段等
- 上記の事項を施設職員間で情報共有
(情報共有方法)

<ケア実践者>

- 感染対策担当者から共有された受診の目安やかかりつけ医・協力医療機関等への連絡手段等を確認

福祉施設職員向け 感染症対策アクションカード

全体

フェーズ3

1) 利用者から複数の感染者が発生した場合

Step 5 感染対策の周知

<感染対策担当者>

- 感染者を担当する職員を固定するようケア実践者（リーダー）に指示
- 着用する防護具を用意
- 物品管理者に防護具の在庫を確認するよう指示
- 全職員へ以下を説明
 - 感染者が複数名発生している
 - 施設内で感染対策をしている
 - 各自、感染対策の実施を徹底
- フロアごとに感染対策担当者が違う場合は、別フロアの感染対策担当者にも情報を共有

<ケア実践者>

- 感染者のケア時は決められたとおりに防護具着用
- 着脱方法に不安がある場合は確認
- 防護具はレッドゾーン内で脱衣
- 脱衣した防護具はレッドゾーン内に捨てる
- 防護具を脱衣した後は必ず手指消毒を行い、退室

福祉施設職員向け 感染症対策アクションカード

全体

フェーズ3

2) 職員から複数の感染者が発生した場合

Step 2 人員の確保

<感染対策担当者>

- 欠勤者の復帰目処を含めたガントチャートを作成
- ケア実践者の数により、業務内容のうち、省略できる内容をケア実践者リーダーと相談して決定
(事前にBCPで決めておく)

<ケア実践者（リーダー）>

- ケア実践者の中に症状がある者がいないか確認
- 有症状者は勤務から外す
- 欠勤者を除いた勤務シフトを作成
- 感染対策担当者と業務内容を見直し
- 欠員補充が必要な場合は施設管理者へ相談

<施設管理者>

- 施設全体で対応するよう他フロアの責任者に応援を指示
- 欠員補充が必要な場合はグループ事業所等に応援を要請

福祉施設職員向け 感染症対策アクションカード

全体

フェーズ3 3) 本部の立ち上げ

Step 1 事前準備

<施設管理者>

- 本部立ち上げの基準を設定
- 本部にする部屋を想定
- 本部運営の人員を決定、以下の役割を分担
 - 本部長 感染管理
 - 情報管理（広報・進捗管理・情報集約）
 - 利用者対応 職員管理
 - 物品管理・調達担当
 - 家族・外部相談窓口担当
- 以下のものを用意
 - 組織図
 - 経時的記録（ Knowジ - ）用ライティングシート
 - 施設職員間の連絡網
 - コンタクトリスト
 - ガントチャート（陽性者一覧/利用者用・職員用）
 - 施設図面、カバーシート
 - 筆記用具（マーカー：黒・赤・緑は必須）
 - 施設物品管理表

<感染対策担当者>

- 本部立ち上げの基準を確認
- 施設管理者への情報ルートを確認

<ケア実践者>

- 本部立ち上げの基準を確認
- 施設管理者への情報ルートを確認

フェーズ3 3) 本部の立ち上げ

Step 2 本部立ち上げ

<施設管理者>

- 本部立ち上げの基準を満たした場合は『本部立ち上げ』を感染対策担当者及び事務担当に指示

<事務担当者>

- 本部の立ち上げを施設職員全体に周知
- 本部室に必要なものを準備
- 本部運営に必要な人員を招集
- 立ち上げ時点でわかっている情報を整理

フェーズ3 3) 本部の立ち上げ

Step 3 本部運営

<施設管理者>

- 定時ミーティングの時間を決定
- 定時ミーティングでは以下の内容等を共有
 - 現在の感染状況と対応
 - 職員の出勤状況と人員及び業務調整
 - 物品等資源の供給状況
 - 外部機関への情報提供方法
 - 今後の施設方針決定

<事務担当者>

- ミーティングで共有する内容について、各担当者から出された情報についてまとめておく

<感染対策担当者>

- 定時ミーティングに参加し、情報を共有

<ケア実践者（リーダー）>

- 施設の方針等を現場のケア実践者へ共有

フェーズ3 4) 物品管理

<感染対策担当者>

- 適切な防護具をケア実践者に指示
※利用者や感染症の特徴、ケアの内容に合わせる
- 防護具の目的と必要性についてケア実践者へ説明

<ケア実践者>

- 防護具を着用する目的を理解し、正しい方法で着脱を実施
- 感染対策物品について、1日あたりの使用量及び在庫数をまとめ、物品・調達担当へ報告

<事務担当者（物品管理・調達担当）>

- 使用量や在庫数をとりまとめ
- 早めに業者に発注
- 備蓄量は以下を目安に準備
 - ◎基本情報
利用者直接介助する職員数 (A) 陽性者1名を介助する職員数 (B)
平時の1日あたりの手指消毒剤使用量 (C)
 - ◎備蓄必要量目安
マスク、手袋、フェイスシールド… (A) × 1日必要数 × 10日分
ガウン、N95マスク … (B) × 1日必要数 × 10日分
手指消毒剤使用量 … (C) × 2倍 × 10日分

フェーズ3 5) 外部への情報共有

Step 1 利用者家族への情報共有

<施設管理者>

- 面会や家族交流について施設方針を決定
- 広報の方法を決定し、広報担当へ指示

<事務担当者（広報担当）>

- 利用者家族に対する説明文書を用意
- タイムリーに情報提供、更新
- 利用者家族からの問い合わせ窓口を1本化し、対応

<ケア実践者>

- 施設が発信している内容を承知しておく

福祉施設職員向け 感染症対策アクションカード

全体

フェーズ3 5) 外部への情報共有

Step 2 関係機関への報告

<施設管理者>

- 以下の関係先へ施設で複数の感染者が発生していること、施設で行っている対応について報告
 - 指定権者
 - 保健所
 - 支給決定自治体（感染者の利用サービスに変更がある場合等）
 - 相談事業所（感染者の利用サービスに変更がある場合等）

【報告様式保管場所： 】

- 関係機関の窓口担当者を指名

フェーズ3 5) 外部への情報共有

Step 3 施設に入る業者への説明

<事務担当者（物品管理担当）>

- 施設における対応を出入りがある業者へ説明
- 職員以外の立入を禁止する場所をわかりやすく掲示
- リネンや廃棄物処理の取扱いについては、感染対策担当者を交えた三者で業者と確認

<感染対策担当者>

- 施設が実施している感染対策を業者へ説明できるよう準備
- リネンや廃棄物処理の取扱いは、できる限り事前の取決めのとおり実施してもらえるよう、事務担当と業者へ確認
- リネンや廃棄物処理方法が平時と異なる場合は、速やかにケア実践者（リーダー）に説明

<ケア実践者（リーダー）>

- 出入り業者から質問されたことは、施設として回答するため、広報窓口を紹介
- リネンや廃棄物処理方法について、感染対策担当者から指示された事項をケア実践者間で共有

フェーズ0 クラスターの収束

<施設管理者>

- 最後に感染が判明した者の発症日から、潜伏期間（※）の2倍の期間内に新たな発症者がいなければ、収束を宣言※感染症により異なる
- 収束について、以下の関係機関等へ連絡、周知
 - 利用者
 - 利用者家族
 - かかりつけ医・協力医療機関等
 - 関係機関
 - 出入り業者
- 制限していたサービスや機能を戻すよう指示

<感染対策担当者>

- 平時の感染対策をケア実践者へ指導

<ケア実践者>

- 強化していた感染対策を平時の感染対策に戻す

福祉施設職員向け 感染症対策アクションカード

個人用

Step

1

2

3